

## 平成30年3月教育委員会定例会議事録（要旨）

- 1 開催日時 平成30年3月22日（木）  
開会：午前10時 閉会：午前11時10分
- 2 開催場所 第3委員会室
- 3 会議次第
  - 2月定例会、臨時会議事録承認
  - 教育長職務代理者報告
  - 議案第22号 大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会委員の解嘱について（児童生徒支援課）
  - 議案第23号 大津市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について（学校教育課）
  - 議案第24号 大津市図書館の基本的運営方針を定めることについて（図書館）
  - 議案第25号 平成30年度学校・園経営の指針を定めることについて（学校教育課）
  - 議案第26号 （非公開）大津市教育委員会の所属職員の任免について（教育総務課他）
- 4 出席委員  
日渡委員（教育長職務代理者）、前田委員、八田委員
- 5 事務局出席者  
船見教育次長、西村政策監、丹羽教育監、南堀教育総務課長、西本同課主事、田中教職員室長、藤橋同室主任指導主事、飯田児童生徒支援課長、脇学校教育課長、藤井同課副参事、本郷学校給食課長、中岡中学校給食準備室長、押栗生涯学習課長、杉江文化財保護課長、高阪図書館長、松下同次長、中川北図書館長、堀出和邇図書館長、小西人事課長、三上幼児政策課指導監
- 6 会議を傍聴した者  
(1) 一般傍聴者 0人 (2) 市政記者等の傍聴者 0人
- 7 議事の経過 別紙のとおり

(議事の経過)

開会 教育長職務代理者が3月定例会の開会を宣言  
市民憲章斉唱

議題の非公開 議案第22号、第26号について、非公開とすることを可決

2月定例会、臨時会議事録承認 承認

教育長の職務代理に関する報告

○議案第22号 大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会委員の解嘱について

【説明】

○飯田児童生徒支援課長 議案第22号大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会委員の解嘱について、教育委員会の議決を求めるものである。

1名につき、本職の退職に伴い、本委員会の委員について辞職の申出があったものである。解嘱日は平成30年3月31日で、後任は決まり次第改めて議案として上程する。

【質疑】 なし

【採決】 可決

○議案第23号 大津市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について

【説明】

○脇学校教育課長 議案第23号大津市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について、教育委員会の議決を求めるものである。

瀬田北小学校の大規模化に伴い、平成16年度に大萱1丁目から4丁目までの一部の通学区域につき瀬田北小学校から瀬田小学校及び瀬田東小学校へ変更を行ったが、これについて改めて見直しを行うものである。3月9日に行われた通学区域審議会にて、出席委員の総意により、通学区域を見直すことが妥当との答申があった。

通学区域の変更は市民への影響が大きいことから、施行日は平成31年4月1日とし、更に3年間の経過措置を設ける。すなわち、平成34年4月1日までに瀬田北小学校に入学するものうち、希望のあったものは、瀬田小学校及び瀬田東小学校に入学できることとする。なお、瀬田幼稚園及び瀬田東幼稚園については、学校選択制による受入停止を行わないため、当該経過措置は設けない。

【質疑】

○日渡教育長職務代理者 通学区域審議会にて答申があったとのことであるが、地域の方々とは意見交換や意見調整ができてきているのか。

○船見教育次長 本件については、平成16年に見直しを行った時点から、地域より早く元に戻してほしいとの継続的な要望があり、昨年度には、文書での要望書もいただいた。地域に対しては、事務局にて説明会等に出向き、本案や経過措置について丁寧に説明しており、理解を得られていると考えている。

○日渡教育長職務代理者 元々平成16年の変更は、行政側の提案であったのか。

○船見教育次長 瀬田北小学校の施設容量の関係から、どちらかといえば行政主導で通学区域の分割をお願いしたものである。

○八田委員 経過措置期間は、兄弟姉妹などが別々の学校にならないようにという配慮があると

思うが、3歳以上離れた兄弟姉妹についての配慮はどう考えているか。

○船見教育次長 経過措置を過ぎた後でも、兄弟姉妹が瀬田小学校や瀬田東小学校の場合は、本人も希望によりそれらの学校に通うことができることとしている。

○日渡教育長職務代理者 平成16年から今回の変更について、通学区域を変更するスパンとしては、やや短いように感じる。通学区域は地域住民にとっては影響が大きいものであるので、しっかりとした将来展望が必要である。本件の一連の流れの中で、反省すべきところは反省すべきであろうと思う。

**【採 決】** 可決

## ○議案第24号 大津市図書館の基本的運営方針を定めることについて

### **【説 明】**

○高阪図書館長 議案第24号大津市図書館の基本的運営方針を定めることについて、教育委員会の議決を求めるものである。

目的として、社会の構造の変化や高度情報化の進展など図書館に求められる役割が多様化していることから、図書館法第7条の2の規定による「図書館の設置及び運営の望ましい基準」に基づき、大津市図書館の基本的な運営方針を策定するものである。

関係職員からなる運営方針策定職員プロジェクト、図書館協議会、及び教育委員との協議などを踏まえて平成29年12月下旬に素案を定め、パブリックコメントを実施し、本日議案として提出している。

施設面、及び運用面での現状と課題を整理の上で認識し、アンケート結果も含めた環境の変化を踏まえて、今後の図書館行政の方向性を定め、基本理念として、「市民に寄り添い 暮らしを支える身近な知の広場 ～ひと・まちとつながる市民とともにあゆむ図書館～」を設定した。その上で、基本的運営方針を、

「1 暮らしやまちを豊かにする知の広場としての図書館」

「2 次代を担う子どもを育む図書館」

「3 市民とともに成長する図書館」

と定めた。

また、これらに基づき、活動目標と主な取組を（1）市民の学びに応える図書館、（2）だれもが利用できる図書館、（3）魅力あふれるまちづくりを支える図書館、（4）子どもの育ちを支援する図書館、（5）市民とともにつくる図書館、として、それぞれについて基本理念や基本的運営方針に沿った形で進めていくこととしている。

パブリックコメントは74名（男性23名、女性51名）の方から174件のご意見をいただいた。意見の大半は、図書館の日々の運営における具体的な要望や、逆に総論的な図書館に対する思いであり、方針案を修正するものではないと判断しているが、図書館に対する思い入れが窺える内容であり、今後の運営に生かしていきたいと考えている。

### **【質 疑】**

○日渡教育長職務代理者 これは初めて定めるものか、改定するものか。

○高阪図書館長 初めて定めるものである。

○日渡教育長職務代理者 図書館法の制定からかなり時間が経っての策定となっており、対応がやや遅いのではないか。

○高阪図書館長 策定にかかる事務局での下準備に時間を要しており、このタイミングとなったものである。

○船見教育次長 図書館については、方針策定の前段階として、民営化や指定管理などの運営形態に関する議論を優先して行っていたことから、遅れたものである。

○日渡教育長職務代理者 図書館は市民に身近な施設であり、本運営方針に沿って、より身近なものにしてほしい。

○八田委員 パブリックコメントでは貴重な意見が聞けたと思う。これらも踏まえ、SNSを

通じた情報発信など、新しい取組を進めていってもらえればと考える。

○高阪図書館長 どういった形で有用に利用できるか今後検討していく。

○前田委員 図書館に関わる市民と図書館との関係性について、一部市民任せになっているのではないかというパブリックコメントがあったが、図書館としてはどのように考えているのか。

○高阪図書館長 事務の補助をボランティアの方任せにしているという認識はなく、ボランティア団体とはお互いの役割の下で連携し協力し合っていくものであると考えているが、現状では、PR不足や伝わっていないところがあるということだと思ふ。来年度以降は、もう少し掘り下げて分析し、更に市民の方の理解を得ていきたいと考えている。

## 【採 決】 可決

### ○議案第25号 平成30年度学校・園経営の指針を定めることについて

#### 【説 明】

○脇学校教育課長 議案第25号平成30年度学校・園経営の指針を定めることについて、教育委員会の議決を求めるものである。

大津市の目指すこども像である「夢と志をもち、変容する時代の中で心豊かにたくましく生き抜く子ども」を明示するとともに、その子ども像と、教育振興基本計画、及び学校教育の基本との関係を整理したうえで、学校教育の基本を、

- (1) 次代を生き抜く力を育む
- (2) 子どもが安心して学ぶことができる環境を整える
- (3) 教育組織を改革する
- (4) 社会全体で子どもを育てる

の4項目にまとめ、更にその中で、特に平成30年度の重点を別途定めたものである。

学校教育の基本の中身における昨年度からの変更点として、(1)においては、平成30年度から新幼稚園教育要領・新学習指導要領の移行期に入ることから、それぞれの理念を踏まえることとし、また幼児教育と小学校以降の教育の接続を重視し、地域・学校園の特色を生かすよう表現を改めて。更に、平成30年度から小学校において、平成31年度から中学校において「特別の教科 道徳」がはじまることから、人権教育並びに「特別の教科 道徳」を中心として、道徳教育の充実を図るよう表現を改めた。

(2)においては、一部表現をわかりやすく変更した。

(4)においては、地域、家庭、学校、関係機関が、それぞれの役割を自覚した上で連携・協働することが重要であることから、そのように表現を改めた。

平成30年度の重点は、「新幼稚園教育要領・新学習指導要領への対応」、「一人一人を大切にした指導と支援の徹底」、「いじめをしない、許さない人間関係づくり」の3点とし、それぞれ具体的な中身について、一部昨年度のものを引き継ぎながら、定めたものである。

#### 【質 疑】

○前田委員 平成30年度の重点のひとつである、「一人一人を大切にした指導と支援の徹底」の中身において、昨年度の「特別支援」という文言が外れ、「一人一人の教育的ニーズに配慮した」となっているが、これは特別支援の視点も含めた対応を行っていくという理解でよいか。

○脇学校教育課長 特別な支援を要する児童生徒も含めて、全ての児童生徒に配慮するという主旨である。

○日渡教育長職務代理者 指針は、各学校園がこれを参考にするという理解をしている。学校教育の基本を具体化し、その中で特に重視すべきものを取り出したのが平成30年度の重点であると思うので、各学校園が、これらの重点を達成できたかどうかを評価でき、達成できれば新たな重点を設定していくというようなフローが確立された仕組みにしてほしい。

○八田委員 これは保護者へも配布されるものか。

- 脇学校教育課長 HP上で公開するので、広く周知されるものである。
- 八田委員 まずは教職員にしっかりと読んで理解をしてもらい、学校教育がより充実するよう期待する。
- 日渡 事務局としても重点が達成されるよう支援していくという理解でよいか。
- 脇学校教育課長 そのとおりである。

**【採 決】** 可決

○議案第26号 (非公開) 大津市教育委員会の所属職員の任免について

(非公開)

閉会 日渡教育長職務代理者が3月定例会の閉会を宣言